

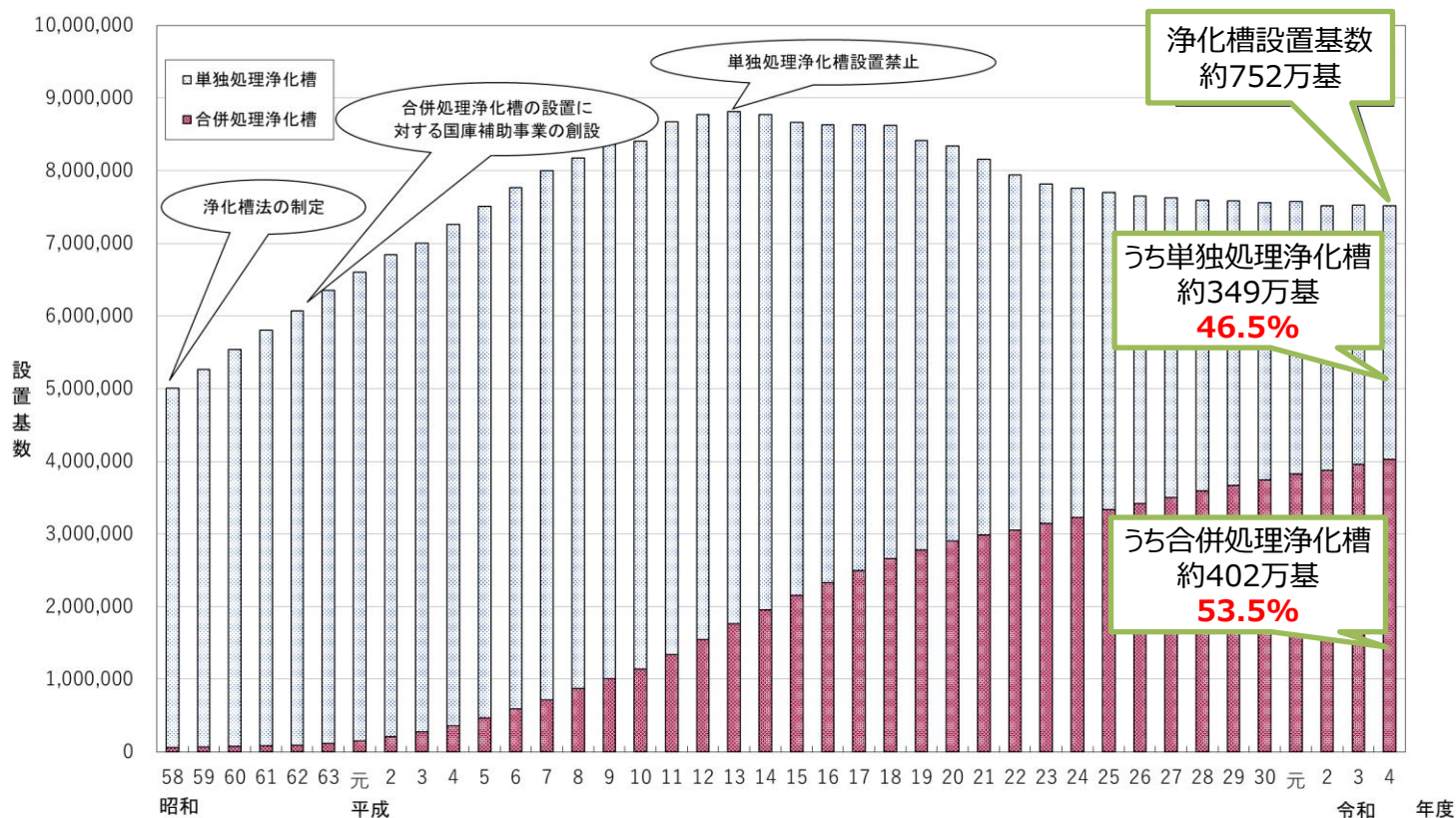
浄化槽推進室

1-1 浄化槽の現状と課題①

背景

- 平成12年の浄化槽法改正により新設浄化槽は合併処理浄化槽とすることを義務付け。これにより、平成13年度以降は、生活雑排水を処理せず、し尿のみ処理する単独処理浄化槽は年々減少。
- 合併処理浄化槽への転換促進のための施策の進展等により、**令和元年度調査で初めて合併処理浄化槽の基数が単独処理浄化槽の基数を上回り、令和5年度調査においても、引き続き、単独処理浄化槽の基数は大きく減少。**
- 未だに残存する約349万基の単独処理浄化槽は老朽化も懸念され、合併処理浄化槽への転換促進が水質改善及び防災対策のために重要。

浄化槽の設置基数の推移



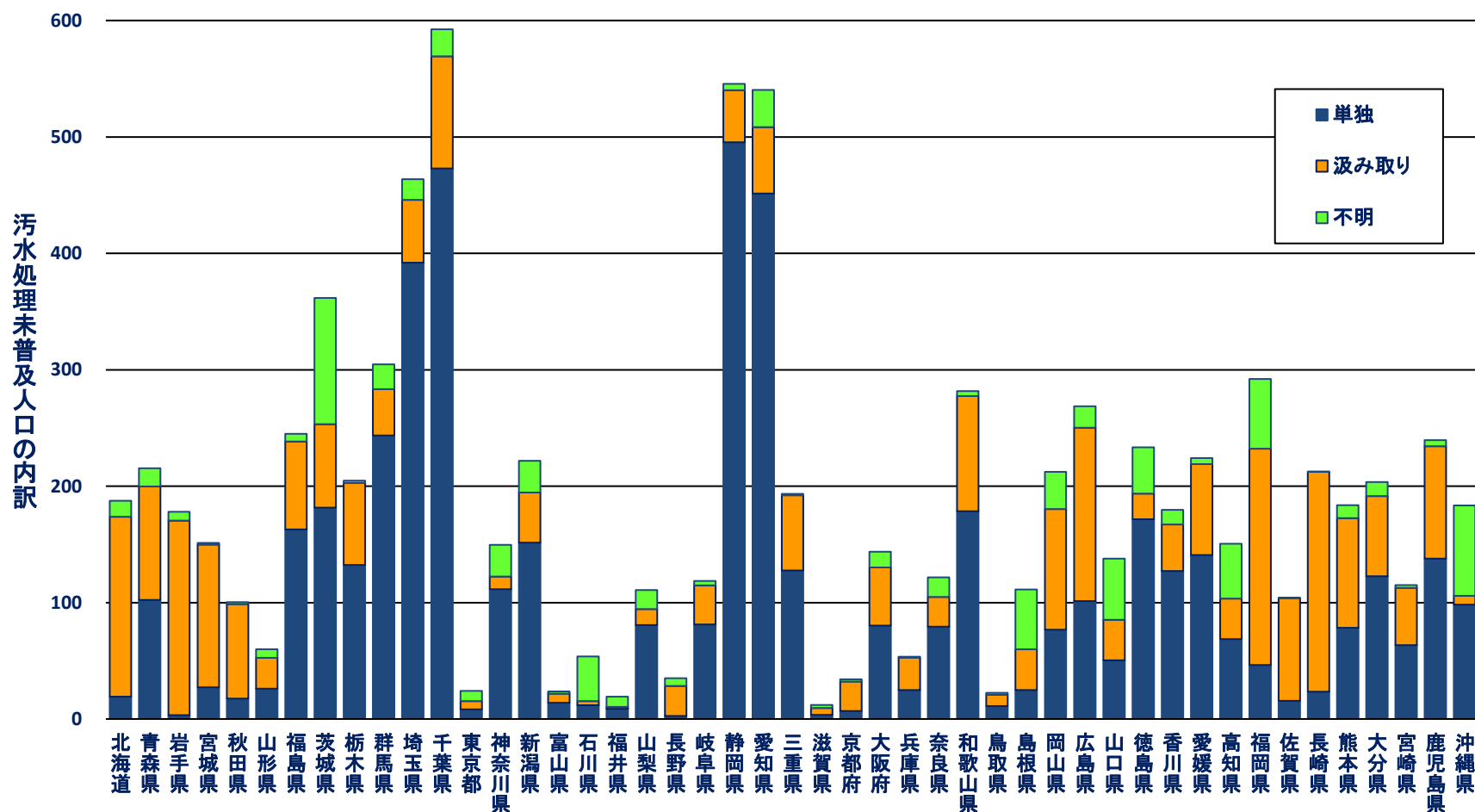
1-2 浄化槽の現状と課題②

背景

○全国の汚水処理未普及人口約880万人のうち、浄化槽整備区域内の未普及人口は約506万人となっており、引き続き、浄化槽整備の促進・加速を通じた未普及解消を図る必要。

○単独処理浄化槽、くみ取り槽が多く残る地域では、合併処理浄化槽への転換をより強力に推進する必要。

(千人)



2 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換

背景

- 既存の単独処理浄化槽は減少傾向だが、約349万基存在（40年以上経過したものは推計で約84万基）。
- 老朽化等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への早期転換が必要。環境省では財政支援を逐次強化。
- 高齢化が進む中で、浄化槽転換のみのために工事をしていただくハードルは高い。浄化槽展開以外の建て替えニーズ（介護リフォーム、二世帯化、中古物件への移住…）を捉えていくことが重要。
- 介護リフォームであれば健康福祉関連など、他部門との連携が有効。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

上部破損



- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。（約6,000件）
- 生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性

単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去



合併浄化槽設置



配管工事

単独転換が進みにくい要因

- 水洗化は実現しており転換インセンティブが働かない
- 転換時の設置費用の個人負担が大きい



- ◆ 宅内配管工事への助成（令和元年～）
- ◆ 浄化槽法改正で設けられた「特定既存単独処理浄化槽」、「公共浄化槽」等の活用

3 浄化槽の維持管理の適切な実施について

維持管理の適切な実施

- 浄化槽から良好な処理水を放流するためには、維持管理の実施は不可欠。
- そのため、浄化槽管理者には**維持管理（法定検査、保守点検、清掃）の実施**が義務付けられている。
- 浄化槽に関する情報の把握と適切な指導を行うため、令和2年に施行した改正浄化槽法において、浄化槽台帳の整備を義務化した。維持管理に関する情報の収集等、台帳の内容については引き続き充実を図る必要がある。

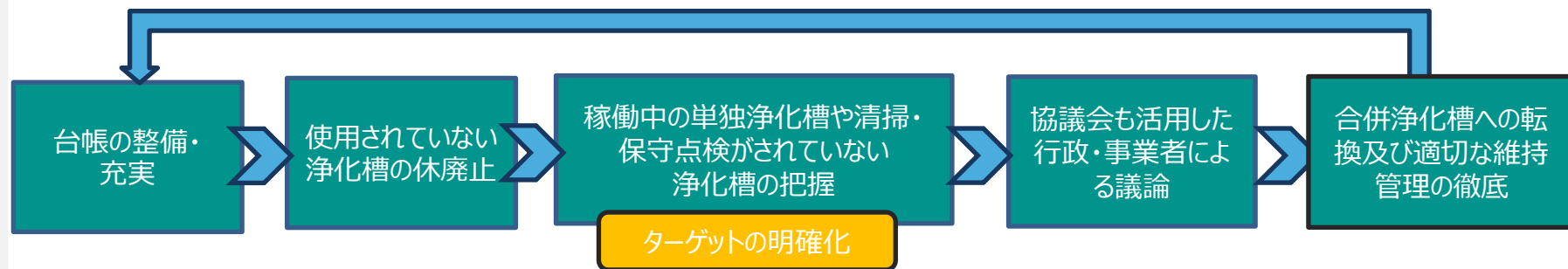
改正浄化槽法で台帳整備を義務付け → R5末時点で都道府県単位では概ね台帳作成

* 台帳の枠そのものは作成されているものの、清掃業者・保守点検業者の行う維持管理の情報も統合する必要があり、当該情報については記載されていない台帳も一定数存在。

浄化槽管理者が維持管理を適正に実施する必要がある。法上の義務であるが、令和4年度末時点での第11条検査受検率は全国平均で約48%、保守点検実施率は約70%、清掃実施率は約64%と低水準で推移し、**維持管理の徹底が図られていない**。

協議会の規定が改正浄化槽法で設けられている。→ **行政と事業者**がこの枠組を使って議論することも重要

以下のサイクルを回していくことが必要であり、自治体や関係機関へのヒアリング・呼びかけを進めている。



4-1 浄化槽台帳システムの整備①

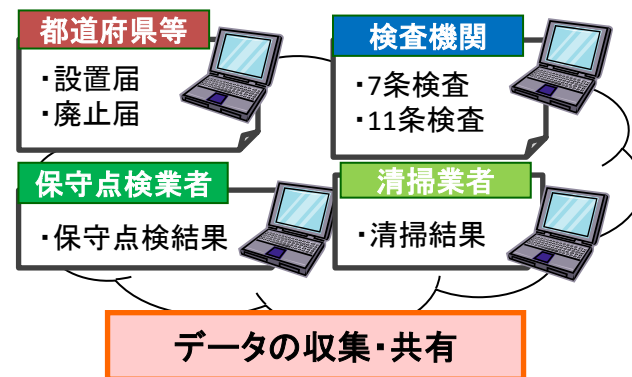
浄化槽台帳に係る現状と課題

- 浄化槽台帳自体は概ね作成されている(未策定は1道、台帳作成の権限が委譲されている12市町村の計13自治体のみ)ものの、以下問題点により浄化槽台帳の充実が図られていない。
- 情報が紙や複数の電子ファイルで保存されており、データ集計が困難
- 情報の更新が不十分で設置・管理等の状況が正確に把握できず、廃止済み浄化槽や維持管理未実施の浄化槽が把握できていない
- 関係者からの情報の受け渡し、共有が効率的に行われていない

浄化槽台帳システムとは

- 浄化槽管理者からの届出情報、法定検査・保守点検・清掃情報を整理し、電子データ化したデータベース
- 環境省では、台帳システムの整備や情報の電子化等に対する財政支援を実施
- 財政支援等を通じて、台帳システムの整備や情報の電子化が進んでいるが、未だに一部の情報について紙媒体で台帳を管理している都道府県も複数存在。

浄化槽台帳システムのイメージ

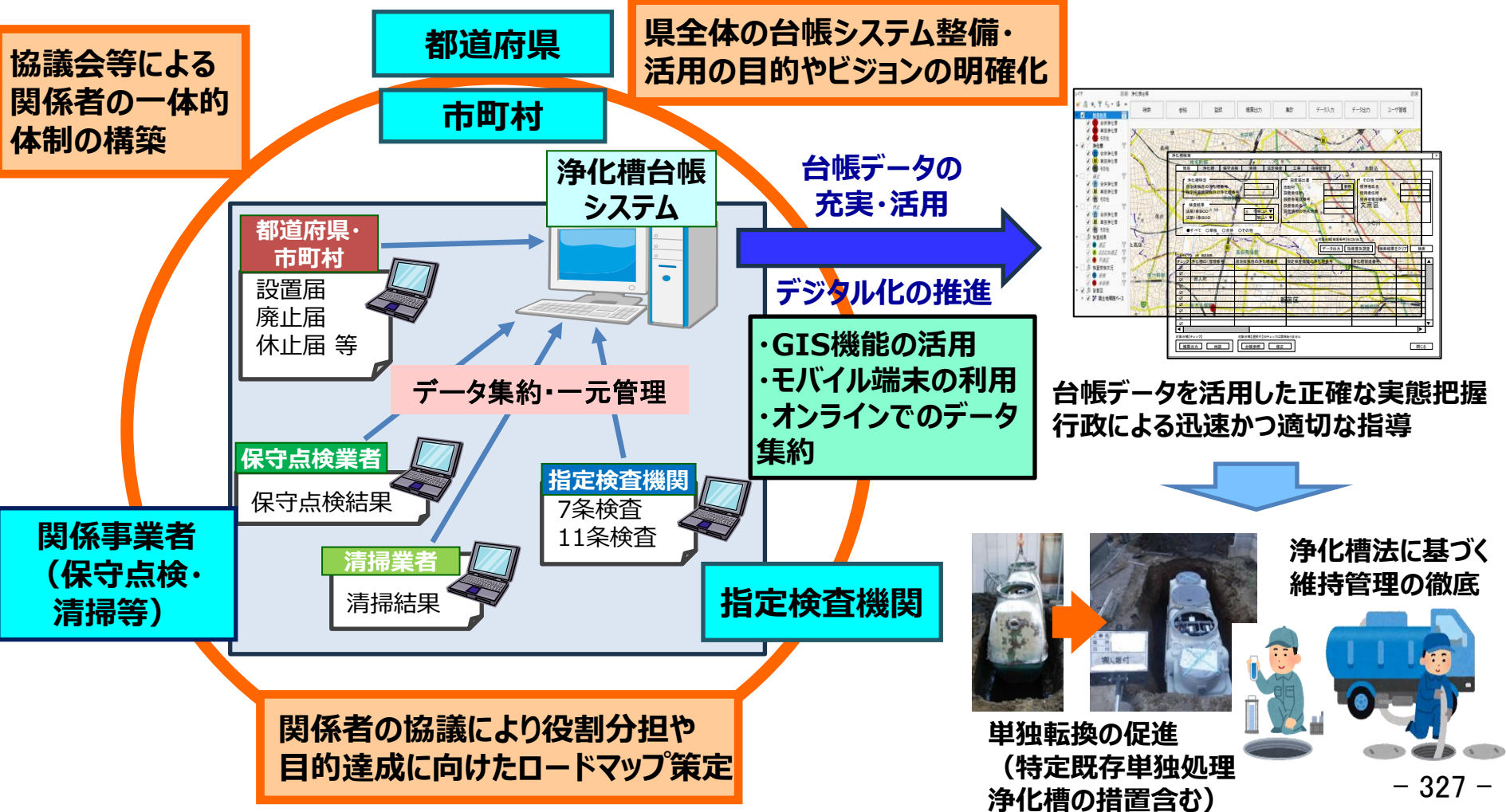


- 台帳システムを整備し、デジタル活用による効果的な情報収集等により、正確なデータ整備を推進
⇒令和7年度以降、デジタル化された台帳への記載を交付金の要件化する形で調整中
- 整備した台帳情報を活用して、清掃実施率向上のため、行政において、清掃未実施の浄化槽に対する指導を徹底
- 台帳に基づき行政が指導するというサイクルが現時点では未だ不十分

4-2 浄化槽台帳システムの整備②

浄化槽台帳システムの整備と台帳を活用した転換や維持管理の促進

- 県内関係者による協議会等を組織し、台帳システムの整備・活用に向けた一体的体制を構築
- 県のイニシアティブにより、台帳システム整備・活用の目的やビジョンを関係者で議論、明確化
- その上で、関係者の役割分担やロードマップを策定し、台帳データを活用した各施策を推進



5-1 浄化槽法施行状況点検検討会における議論①

背景

- 単独転換や維持管理の徹底に向けて、令和元年に浄化槽法を改正し、特定既存単独処理浄化槽に関する制度や浄化槽台帳の作成義務化などを導入。
- 施行後4年が経っているが、法制度の活用が十分に進んでいない。
- そうした状況を踏まえ、令和6年2月、総務省行政評価局により行われた浄化槽行政に関する調査結果が公表され、特定既存単独処理浄化槽の判定の考え方の見直し・定量的基準の設定、維持管理の情報収集の仕組みを有効機能させるための措置、台帳の整備・活用方法の提示、デジタル化の検討などが求められた。

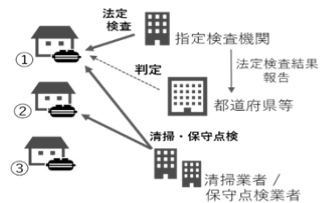
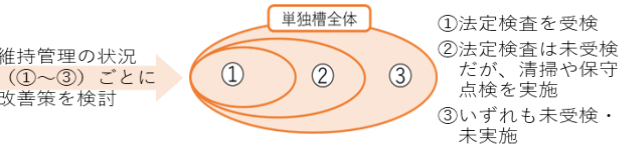
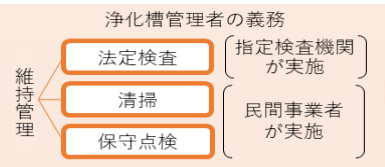
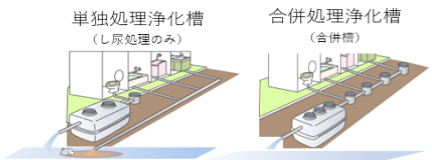
浄化槽行政に関する調査結果（概要）



〔 勧告日：令和6年2月9日 勧告先：環境省 〕

！ 調査の背景

- 浄化槽の約半数は生活雑排水を公共用水域に直接放流する単独処理浄化槽（単独槽）で水質汚濁・悪臭の原因。平成13年以降は新設が禁止されており、既存の単独槽は老朽化の懸念
<全体753万基のうち357万基、令和3年度末>
- 令和元年の浄化槽法の改正により、生活環境の保全や公衆衛生上、重大な支障が生じるおそれのある単独槽を「特定既存単独槽」として都道府県等が判定し、浄化槽管理者に除却等の助言・指導等を行う制度が導入
- しかしながら、特定既存単独槽の判定が進んでおらず、上記制度が十分に活用されていない状況
<判定実績 3県・1市のみ 計270件、令和3年度>



調査結果

- ✓ 漏水状態が続く単独槽であっても、現在の判定の考え方（環境省指針）では特定既存単独槽とは判定されない場合あり（右上図①の単独槽）
- ✓ 都道府県等に判定のノウハウがなく、また、法定検査の結果も活用されていないために判定が進まない場合あり（同①）
- ✓ 清掃や保守点検の情報を収集している都道府県等が少なく、特定既存単独槽と判定され得る単独槽が十分に把握されていない（同②）
- ✓ 都道府県等が作成する浄化槽台帳について、事業者から情報が収集できていない・紙媒体での収集となっているため、台帳の整備が進まず、十分に活用されていない（浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の特定や、その管理者への指導が徹底されていない）（同②、③）

勧告

判定の考え方の見直し・定量的基準の設定

判定に、法定検査結果を活用するための措置

清掃業者や保守点検業者からの情報収集の仕組みを有効に機能させるための措置

浄化槽台帳の整備・活用方法の提示、デジタル化の検討

期待される効果

特定既存単独槽の除却等の促進（合併層への転換）

法定検査、清掃、保守点検の実施率向上

生活環境の保全
公衆衛生の確保

5-2 浄化槽法施行状況点検検討会における議論②

検討会の設置とテーマ

○総務省・行政評価勧告において改正浄化槽法に基づく各種制度が有効活用されていない点について指摘を受けたことを踏まえ、各種制度の活用促進を図り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や浄化槽の維持管理向上を推進するため、浄化槽法の施行状況を点検し、課題の整理や対応策の検討を行うことを目的として、令和6年2月、浄化槽法施行状況点検検討会（有識者検討会）を立ち上げ。

○有識者検討会のメインテーマとして、下記2点を設定。

①特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

②維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について

○全5回検討会を行い、第5回の検討会にて検討結果の取りまとめを報告。

※検討会は原則公開として、第3回以降はYouTubeによる配信により公開。

検討会スケジュール

第1回	令和6年2月15日	検討会の設置、検討の進め方・内容に関する検討
第2回	令和6年3月13日	自治体ヒアリング、論点整理
第3回	令和6年5月16日	関係団体ヒアリング、論点整理
第4回	令和6年6月	前回までの議論の確認、対応方針の検討
第5回	令和6年8月	検討結果の取りまとめ

検討内容

（１）特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

- 単独処理浄化槽に漏水があれば、直ちに特定既存単独と判定するものとして、指針を明確化すべきか。
- 11条検査結果報告書に特定既存単独との判定（もしくはその可能性）を明示することは、一部の都道府県では独自の運用として行われているところ、全国一律に同様の運用を求めることとすべきか。
- 特定既存単独の措置を推進するための実効性のある経済的なインセンティブとして、どのようなものが考えられるか。
- 法定検査の結果に加え、保守点検・清掃の実施状況等の情報を収集し、当該情報を活用して、特定既存単独への対応を進める必要があるのではないか。

（２）維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について

- 清掃業者・保守点検業者から情報収集の協力を得ることが難しいとの意見があるが、具体的にどのような点が障壁となっているのか。
- 維持管理情報の電子化が進んでいないところ、自治体・事業者双方において具体的にどのような点が障壁となっているのか。
- 維持管理の向上に向けて協議会を活用している事例があるが、全国的には活用が進んでいないところであり、設置・運営に当たって何が障壁となっているのか。

（参考）改正浄化槽法

浄化槽法の一部を改正する法律の概要

（令和2年4月1日施行）

法改正の背景

※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止。

・我が国では単独処理浄化槽（※）が浄化槽全体の50%、400万基残存。

環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。⇒ 第1・第2・第5

・水質に関する定期検査の受検率は43.1%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。⇒ 第3～第7

※施行日：令和2年4月1日

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽（※）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。

⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「特定既存単独処理浄化槽」＝既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

第2 公共浄化槽

一 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。

（計画は、下水道（予定）処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象）

二 排水設備の設置等

・公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。

⇒違反者には勧告・命令が可能。

・市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。（国による市町村への援助も規定）

三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

・排水設備の検査 ・ 使用に係る料金 など

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

6-1 能登半島地震を受けたし尿処理・浄化槽復旧①

浄化槽・コミュニティプラントの被害状況

※令和6年6月13日時点

能登地域に設置されている**浄化槽**は全体で**約1.9万基**（うち市町設置が約3千基、個人設置が約1.6万基）、**コミュニティプラントが6施設**。市町設置浄化槽については環境省が支援しながら、各市町において復旧工事の発注・実施を進めているところ。個人設置浄化槽についてはコールセンターを設置し問い合わせ先の一元化を図るとともに、6市町全てで復旧補助申請の受付を開始済み。

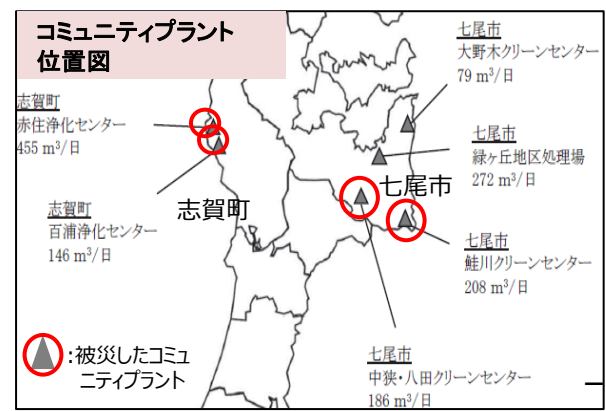
市町	施設数	対応状況・被害状況
珠洲市	758基（市設置浄化槽）	市設置浄化槽は、被害状況調査や住民の意向確認等を踏まえ、390基について被害が確認され復旧工事を実施見込みであり、そのうち、工事発注基数は225基。個人設置浄化槽はコールセンターへの問い合わせが520基、被害状況調査を実施した基数が319基。
能登町	563基（町設置浄化槽）	町設置浄化槽は、被害状況調査や住民の意向確認等を踏まえ、150基について被害が確認され復旧工事を実施見込みであり、そのうち、工事発注基数は71基。個人設置浄化槽はコールセンターへの問い合わせが577基、被害状況調査を実施した基数が300基。
輪島市	766基（市設置浄化槽）	市設置浄化槽は、被害状況調査や住民の意向確認等を踏まえ、323基について被害が確認され復旧工事を実施見込みであり、そのうち、工事発注基数は145基。個人設置浄化槽はコールセンターへの問い合わせが616基、被害状況調査を実施した基数が456基。
穴水町	－（町設置浄化槽は無し）	個人設置浄化槽について、コールセンターへの問い合わせが535基、被害状況調査を実施した基数が394基。
七尾市	961基（市設置浄化槽）	市設置浄化槽は、被害状況調査や住民の意向確認等を踏まえ、138基について被害が確認され復旧工事を実施見込みであり、そのうち、工事発注基数は137基。個人設置浄化槽はコールセンターへの問い合わせが758基、被害状況調査を実施した基数が488基。
	4施設（コミュニティプラント）	2施設が被災し、応急復旧を行い、現在稼働中であり、管路点検中。今後のプラント設備点検・復旧に向け調整中。
志賀町	587基（市設置浄化槽）	町設置浄化槽は、被害状況調査や住民の意向確認等を踏まえ、228基について被害が確認され復旧工事を実施見込みであり、そのうち、工事発注基数は76基。個人設置浄化槽はコールセンターへの問い合わせが221基、被害状況調査を実施した基数が117基。
	2施設（コミュニティプラント）	2施設とも現在稼働中であり、2施設の管路2次調査を5月20～23日に実施。今後のプラント設備点検・復旧に向け調整中。



地震により浮き上がった浄化槽（画像は七尾市内の例）



地震により浮き上がった浄化槽（画像は珠洲市内の例）



6-2 能登半島地震を受けたし尿処理・浄化槽復旧②

個人設置型浄化槽の復旧に係るコールセンターの設置

①コールセンターの概要

コールセンターの設置により、石川県内の浄化槽が被災した住民の方からの浄化槽の復旧に係る相談窓口を一元化するとともに、被害状況調査から復旧工事の実施に関する支援を一体的に進め、浄化槽の早期復旧を図るもの。

【コールセンターへのお問い合わせ窓口（2月16日より開始）】

下記窓口へお問い合わせください。

電話：0120-326-121（フリーダイヤル） 受付時間：9:00～17:30（日曜祝日除く）

メール：nota@zenjohren.or.jp

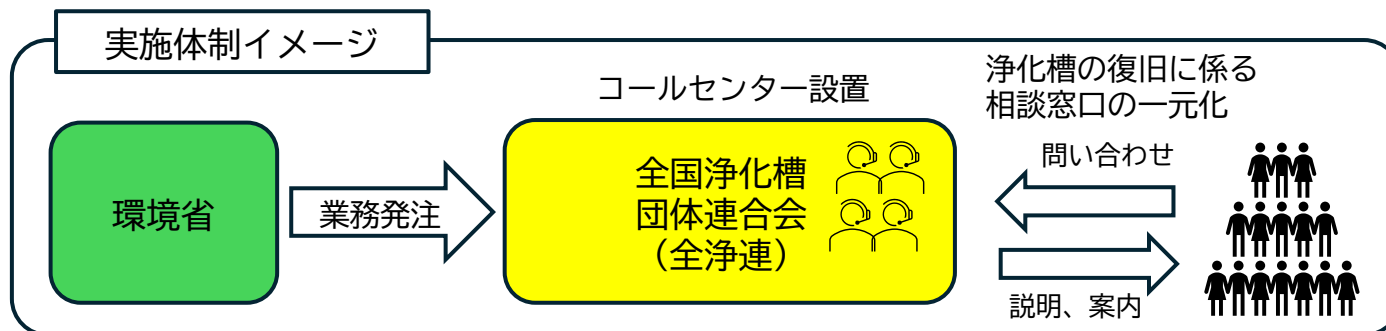
②コールセンターの具体的内容

1. 被害状況の調査に関する希望受付・問い合わせ等

- 住民の方からの調査の希望を受け付け、調査に関する相談や調査業者の手配等を行う（調査は、全浄連・石川県浄化槽協会等において実施）。
- 浄化槽の使用の可否や、今後の調査・復旧工事等に関する問い合わせ・相談などに対して分かりやすく説明を行う。

2. 復旧工事に関する問い合わせ等

- 復旧工事等の問い合わせ・相談等を行う（工事は、住民の方から業者に依頼）。
- 復旧工事に係る市町への補助金申請手続等の説明を行う。



地震により浮き上がった浄化槽
（画像は七尾市内の例）

6-3 能登半島地震を受けたし尿処理・浄化槽復旧③

災害時の対応に向けた体制の整備

- 直下型地震等の大規模地震が発生し浄化槽が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合等に備えて、**都道府県を越える広域的な浄化槽事業関係者間の支援体制を整える**必要がある。
- 支援体制においては、被災浄化槽の調査から災害査定までの円滑・迅速な遂行が可能となるよう、**平時からの意思の疎通**を図ることを想定して対策を立案する必要がある。
- 環境省としても、浄化槽に関する対策本部の設置や、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うことを想定した枠組みを構築。
- 浄化槽の正確な実態把握の有無は、復旧活動の初動に大きく影響し得る。災害時への備えの観点からも、浄化槽台帳の整備・充実が必要。

想定される今後の取組

<技術開発>

- ・被災した浄化槽の位置情報把握のための台帳システムにおけるGISの導入
- ・災害対応浄化槽の提供

<応援体制>

- ・都道府県単位等の広域での災害協定確立
- ・被災浄化槽の個人管理者のサポート体制
- ・災害時の各事業者の応援体制の確立

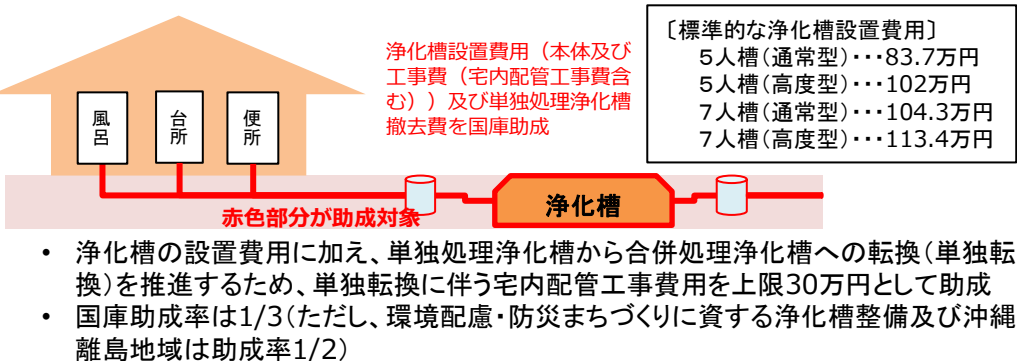
<制度・計画>

- ・有事を想定した防災計画策定・運用
- ・耐震性向上のための施工技術基準の検討
- ・平時の維持管理基準の検討

下水道から浄化槽への転換等、汚水処理手法のベストミックスを含めた復興後の地域社会像を見据えた方針の議論が必要。

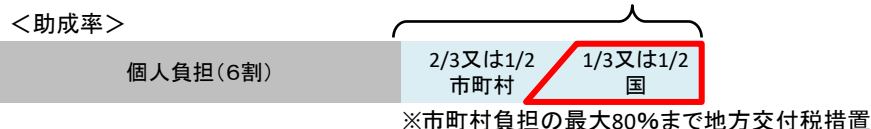
7 浄化槽整備に係る予算制度

循環型社会形成推進交付金



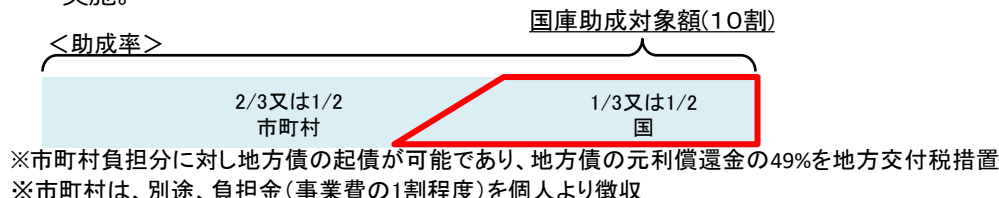
浄化槽設置整備事業（S62～）

- 個人が浄化槽を設置し、市町村が設置費用を助成する事業に対して、国庫助成（助成率1/3又は1/2）を行う。
- 個人が維持管理を行う。



公共浄化槽等整備推進事業（H6～）

- 市町村が公共浄化槽を設置する事業に対して、国庫助成（助成率1/3又は1/2）を行う。
- 市町村において、浄化槽の使用料を徴収し、維持管理を行う。
- PFI手法の導入により事業費削減、住民サービス向上、市町村職員負担の抑制等が可能（これまで19自治体で実績）。PFI手法の導入調査等の費用に対しても助成を実施。



二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

浄化槽システムの脱炭素化推進事業

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進。

【補助対象】

- ①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
- ②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
- ③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入

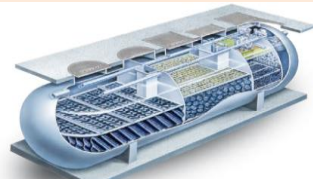
【補助率】

1/2	1/2
事業者	国

※事業者が市町村である場合、市町村負担分に対し地方債の起債が可能であり、地方債の元利償還金の49%を地方交付税措置

＜事業イメージ＞

先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロワ



インバータ制御



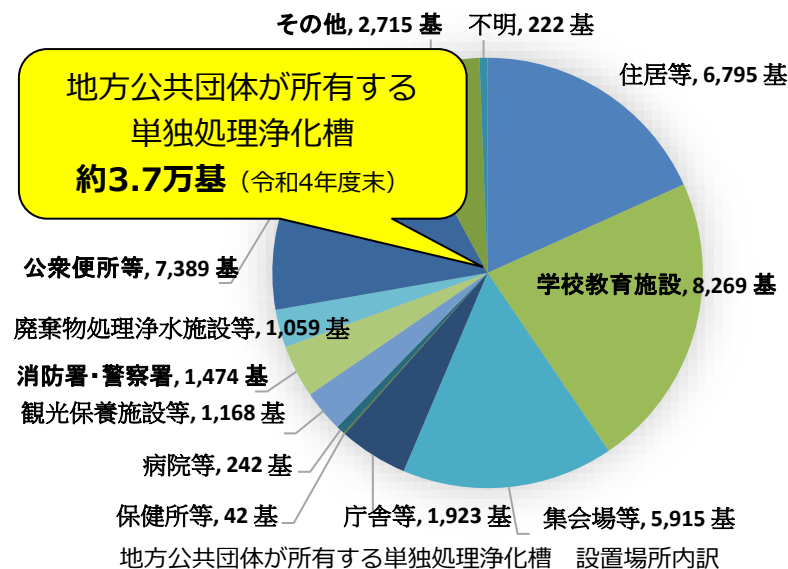
再生可能エネルギー設備



(参考) 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

背景・目的

- 改正浄化槽法の成立を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進施策を講じてきたが、依然として349万基もの単独浄化槽が設置されており、より強力な施策が求められている。
- そうした状況の中、単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が全国で約3.7万基近く残存しており、早急な対策が必要である。
- 特に、防災拠点となる公的施設（学校、集会場、庁舎等）の単独転換は、国土強靱化の観点からも必要性が高い。



事業概要

- 地方公共団体等の所有施設または、市町村の防災計画に定める防災拠点施設の単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽に転換する費用について、助成率1/3（又は1/2 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業として実施の場合）により助成を行う。
- 事業対象：地方公共団体
- ※防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業は、個人設置型についても助成

8-1 令和6年度予算の概要①

- 現在でも全国で未だ約880万人が単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用しており、生活排水が未処理となっているため、水質汚濁の大きな原因となっている。このため、改正浄化槽法（令和2年4月施行）に基づき、早期に合併処理浄化槽への転換を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、頻発する災害への対応力強化の観点からも単独転換や汲み取り転換を促進する必要がある。改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度や法定協議会等を通じて、効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化を一層推進し、防災・減災、国土強靱化に資する。
- あわせて、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入に向けた予算（エネルギー対策特別会計）を新規に計上し、2030年度46%削減目標の達成に資する。

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分） R6予算額 86億円

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靱化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和5年度 予算額	令和5年度 補正予算額	令和6年度 予算額	対前年度比
循環型社会形成推進交付金	(90億円) 86億円	5億円	(93億円) 86億円	(103.3%) 100.0%

※上段()は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

8-2 令和6年度予算の概要②

- 現状、家庭用の小型浄化槽については、高効率ブロワ等の開発が進み省エネ化が推進されており、全出荷基数中の約9割が先進的省エネ型浄化槽となっている。一方で、集合住宅、医療施設等に設置されている中大型浄化槽については省エネ化が遅れており、中大型浄化槽の全出荷基数中のうち先進的省エネ型浄化槽の占める割合は約2割にとどまっている。
- こうした状況を踏まえ、令和3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、先進的な省エネ型浄化槽の導入促進について明記するとともに、令和4年度予算において、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入の推進に向けた補助事業を新規計上したところ。
- 令和6年度予算においても、引き続き下記の事業を計上し、浄化槽分野の脱炭素化対策を推進。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エネルギー対策特別会計）

○浄化槽システムの脱炭素化推進事業 R6予算額 18億円

2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援することにより、浄化槽分野における脱炭素化を推進。

○地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

R6予算額 20億円の内数

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援（省CO2型設備として補助）することにより、平時の脱炭素化や防災対策（災害時のエネルギー供給等の機能発揮）とあわせて浄化槽分野における脱炭素化を推進。

8-3 令和6年度予算の概要③

○デジタル田園都市国家構想交付金のうち地方創生整備推進交付金（内閣府計上）

R6 予算額 398 億円の内数

- 地域再生法に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化及び生活環境の整備のための基盤となる施設のうち地方版総合戦略に位置づけられたものの整備を交付金により支援。
- 本交付金のうち、「地方創生污水处理施設整備推進交付金」は、污水处理施設（下水道、集落排水施設、浄化槽）の分野において省庁の所管を超える2種類以上の施設を一体的に整備する事業に対して交付されるものであり、旧地域再生基盤強化交付金（環境省、農林水産省、国土交通省所管の污水处理施設等を総合的に整備する污水处理施設整備交付金）から再編され、平成28年度に創設されたもの。
- 令和6年度予算においても、引き続き、地方創生に資する污水处理施設の整備を推進。

※デジタル田園都市国家構想交付金について

デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、地域再生法に基づく地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金・地方創生整備推進交付金を「デジタル田園都市国家構想交付金」（令和4年度補正予算により創設）に一本化し、デジタル田園都市国家構想による地方の活性化に向け分野横断的に支援を行うもの。

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和6年度予算額 8,613百万円（8,613百万円）】
【令和5年度補正予算額 500百万円】



単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だに約880万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- 令和8年度の污水处理施設の概成目標の達成に向け、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を支援するとともに、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費用を支援。
- また、防災・減災、国土強靱化の観点から、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化や被災した浄化槽の復旧等を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金等により支援する。
※令和5年度補正・令和6年度予算では支援対象に下線部分を追加。

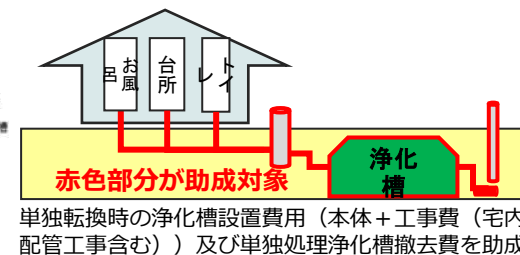
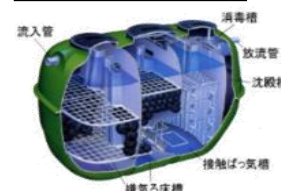
- 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）
単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業
- 污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞
污水处理施設概成目標※達成のために従来の整備進捗率を上回って浄化槽整備を加速化する事業 ※都道府県構想及び同構想を踏まえ市町村が策定するアクションプランに定める目標
- 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換
浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等再利用
- 浄化槽災害復旧事業
- 公共浄化槽の整備促進に向けたPFI事業（BTO,BOO,BOT方式）への支援
- 公共浄化槽・個人設置型浄化槽の少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業
- 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業
- 浄化槽整備効率化事業
浄化槽台帳作成、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査等含む）、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3又は1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○事業スキーム



○費用負担

浄化槽設置整備事業（個人設置型）

個人（6割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付対象（要協議）

公共浄化槽等整備推進事業

2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
-----------------	---------------

※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

個人（5割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

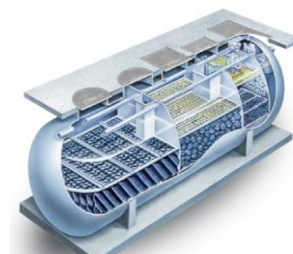
③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1／2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）HP



高効率ブロワ

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備



【令和6年度予算額 2,000百万円 (2,000百万円)】
【令和5年度補正予算額 2,000百万円】 環境省



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

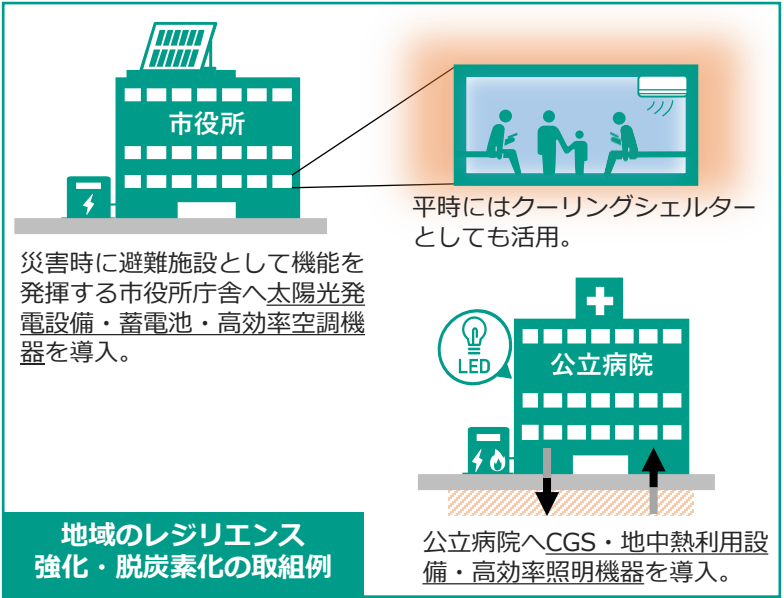
- 公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。
- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附属設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
 - ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。
- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- ※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助
 - 補助対象 地方公共団体
 - 実施期間 令和3年度～令和7年度
- ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設
- 導入
- ・再エネ設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO2設備
 - ・未利用エネルギー設備等



直近3ヶ年の循環型社会形成推進交付金等(浄化槽分)の助成メニュー追加等①

- R4補正予算・R5当初予算において、汚水処理施設概成目標の達成に向けて市町村が浄化槽整備を加速化する事業に対する国庫助成率の引き上げ(1/3→1/2)及び、市町村が管理する公共浄化槽制度を通じて維持管理費の負担が大きくなっている少人数高齢世帯に対する維持管理費に対する助成メニュー等を追加。
- **特に、少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業は、浄化槽の維持管理に係る助成制度として新たに創設したメニューであり、全国の市町村における積極的な活用を期待。令和6年度には個人設置型にも拡充。**

■ 汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業(交付率1/2) <R8までの時限措置>

- 汚水処理未普及解消のため、H26年1月に国交省・農水省・環境省の3省が定めた都道府県構想策定マニュアルに基づき、各都道府県は、市町村と連携して経済性や早期整備等の観点から都道府県構想を見直した上で、市町村が、当該構想を踏まえて具体的な汚水処理施設の整備のための計画(アクションプラン)を定め、R8年度末を目途に汚水処理施設の概成目標の達成を目指すもの。
- R3年度に実施したアクションプランの進捗状況点検の結果、全国の多くの市町村において、現在の整備進捗では目標達成に不十分である状況。
- このため、市町村が、汚水処理施設の概成に向けてアクションプランの点検及び必要な見直し等を行い、浄化槽整備区域内における浄化槽整備を加速化することにより、アクションプランで定めた目標を達成する事業について、令和8年度までに限り、交付率1/2により支援するもの。

■ 少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業

- 人口減少や高齢化等の社会情勢の変化が進む中で、浄化槽の計画的・面的な整備促進や管理向上を図るためには、公共関与を強めていく必要があるが、市町村が公共浄化槽事業を持続的に運営・管理していくに当たっては、各地域の状況に応じ、高齢世帯等の維持管理の費用負担が困難な者に対する支援とともに、当該地域の浄化槽全体の整備促進とあわせて管理の効率化や適正化をいかに進めるかが重要。
- このため、国として、一定の要件の下で、市町村が、公共浄化槽を設置する少人数高齢世帯を対象に、その公共浄化槽の使用料金(浄化槽法第8条に定める保守点検、同法第9条に定める清掃及び同法第11条に定める定期検査の費用に相当するもの)を低減する事業に対し、その経費の一部(上限額24,000円/基5人槽の年間の維持管理費の1/2))を交付率1/3により支援するもの。令和6年度からは、その対象を個人設置型浄化槽に拡充し、一層の支援を図っている。

■ 公共浄化槽等整備推進事業の対象となるPFI方式の見直し（BOO,BOT方式の追加）

- 浄化槽事業においても、PFI事業により、民間の資金調達と優れた技術・ノウハウの活用が期待され、事業費の削減、住民サービスの向上、市町村職員負担の抑制等の効果が見込まれるが、これまでのPFI事業の実績は19市町にとどまっており（R5末現在）、浄化槽PFI事業の一層の普及が求められる。
- 浄化槽PFI事業においては、従来、市町村が浄化槽を所有するBTO方式（Build Transfer Operate）のみを交付金の対象としていたが、PFI事業者が浄化槽を設置・所有しつつ、市町村が公共浄化槽として管理を行うBOO方式（Build Own Operate）やBOT方式（Build Operate Transfer）による事業実施のニーズが出てきている状況であり、今般、これらのBOO方式やBOT方式についても交付金の支援対象に追加し、地域の実情・ニーズに応じたPFI事業の普及拡大を通じた公共浄化槽事業の一層の促進を図る。

■ 浄化槽整備効率化事業のメニュー拡充（特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する調査の追加）

- 特定既存単独処理浄化槽の制度により、単独転換の一層の促進が期待されているが、老朽化の進行や維持管理情報の不足等により、転換に向けた指導・勧告等の対応が進んでいない状況。
- このため、対象となる特定既存単独処理浄化槽の個別の状況を確認・調査し、転換に向けた具体的な対応（破損等による補修費用と転換費用の費用対効果比較等を含む）を検討した上で、的確な指導・勧告等を行う必要があり、当該調査等に要する費用（個別協議による）を交付率1/3により支援するもの。

■ 公共浄化槽等整備推進事業のうち、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件見直し

- 今般の新規メニュー追加を受けて、循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）における既存メニューの見直しを行い、交付金予算全体の重点化を図る。
- 具体的には、公共浄化槽等整備推進事業のうち、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業における単独転換・くみ取り転換の転換割合の要件（地域計画の年度毎事業計画額のうち5割以上が単独転換・くみ取り転換であること）について、浄化槽設置整備事業の環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業における当該要件と合わせる形で、現行の5割以上との要件を6割以上に引き上げるもの。